

令和2年度三鷹市介護保険サービス事業者
集団指導（居宅介護支援）

令和3年3月

三鷹市健康福祉部介護保険課介護事業者指導係

1 運営指導について

(1) 介護保険制度の基本理念（介護保険法（平成9年法律第123号）抜粋）

第1条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

第2条 介護保険は、被保険者の要介護状態又は要支援状態（以下「介護状態等」という。）に関し、必要な保険給付を行うものとする。

2 前項の保険給付は、要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療との連携に十分配慮して行われなければならない。

3 第1項の保険給付は、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、被保険者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者又は施設から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

4 第1項の保険給付の内容及び水準は、被保険者が要介護状態と場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮されなければならない。

(2) 法令遵守・居宅介護支援事業者の責務

第80条 指定居宅介護支援事業者は、第81条第2項に規定する指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準に従い、要介護者の心身の状況等に応じて適切な指定居宅介護支援を提供するとともに、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより常に指定居宅介護を受ける者の立場に立ってこれを提供するように努めなければならない。

第81条

2 第81条第1項に規定するもののほか、指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準は、市町村の条例で定める。

※ 三鷹市においては、三鷹市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年条例第11号）第11条により、指定居宅介護支援等の事業の基準を、規則で定めるもののほ

か、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚第 38 号。以下「基準」という。）によることとされております。

- ※ 三鷹市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則（平成 27 年規則第 30 号）第 10 条により、基準第 29 条第 2 項（基準第 30 条において準用する場合を含む。）に掲げる記録の保存期間は、完結の日から 5 年間とされています。

2 実地指導について

(1) 実地指導の目的

実地指導は、介護サービス事業者が基準等を正しく理解し、適正な事業運営ができるよう、育成・支援を行うことを基本とし、保険給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的としています。

(2) 実地指導実施件数

三鷹市では、6年に一度の指定更新に合わせて実地指導を行うことを原則としています。年度ごとの実績は次のとおりです（居宅介護支援のみの件数）。

平成30年度 3事業所

令和元年度 12事業所

令和2年度 8事業所

※ 令和3年度においては7事業所の実地指導を予定しています。

(3) 実地指導における主な指摘事項

令和元年度及び令和2年度に実施した指定居宅介護支援事業所を対象とした実地指導で、法令を遵守していないとして文書で指摘した項目、実地指導当日に口頭で指摘した項目、また、適切な事業所運営のためのアドバイスとしてお伝えした項目を、基準の条文順に掲載します。

ア 運営に関すること

(ア) あらかじめ重要事項を記した文書を交付、説明し、同意を得ることなくサービスを提供していた。

(イ) 居宅介護支援の提供の開始に際し、利用者が複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき、説明を行い、理解を得ているか確認できなかった。

(ウ) 居宅介護支援の提供の開始に際し、利用者が複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき、重要事項説明書等記載が不十分だった。

<注意点>

重要事項説明書や契約書等に、「公正中立な立場でサービス事業所を紹介する。」、「居宅サービス計画書に位置付ける際は、複数の事業所を紹介し、それぞれの事業所の特徴について詳細に説明する。」等の記載があることで内容を網羅していると考えている事業所が複数ありましたが、これでは不十分です。「利用者が説明を求めることができる。」という趣旨の記載をしてください。例えば、「利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができる。」、「利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由を求めることができます。」といった、具体的な文言を入れた文書で説明を行い、理解を得てください。

- (エ) 使用しているアセスメントの様式に、課題分析標準項目のうち不足している項目があり、アセスメントが適切に行われていなかった。
- (オ) 居宅サービス計画の作成に先立ち、利用者のアセスメントを行ったか確認できない。
- (カ) アセスメント項目の選択肢を選ぶのみで、課題分析が行われていない。
- (キ) アセスメントの結果の記録から、居宅サービス計画に位置付けられたサービス内容が必要か確認できない。
- (ク) アセスメントの結果に基づき、居宅サービス計画原案が作成されていない。
- (ケ) 居宅サービス計画の目標設定期間が適切でない（全ての利用者の、長期目標期間と短期目標期間が同一に設定されていた。）。
- (コ) 居宅サービス計画第2表、第3表に福祉用具貸与の具体的な種目の記載がない。
- (サ) 居宅サービス計画に医師による居宅療養管理指導を位置付けておらず、記載が不十分である。
- (シ) 居宅サービス計画第2表に位置付けられたサービス内容と、第6及び第7表のサービス内容の記載が異なっている。
- (ス) サービス担当者会議の開催が確認できない。
- (セ) サービス担当者会議に一部の担当者のみ招集している。
- (ソ) サービス担当者会議をやむを得ず欠席する担当者に対し、意見照会を行っていない。
- (タ) 利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合に、サービス担当者会議を行っていない。

<注意点>

要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合や、要介護状態区分の変更の認定を受けた場合にサービス担当者会議を開催していない場合は、運営基準減算になります。また、利用サービスの変更による居宅サービス計画の変更について、「軽微な変更」としてサービス担当者会議を不要と判断する場合は、その判断が正しいか介護保険課介護給付係に確認をとり、確認したことを支援経過等に記録してください。上記要件以外でも運営基準減算に該当するものがありますのでご確認ください。

- (f) 契約書、重要事項説明書に基づき契約が終了している利用者について、新たな重要事項説明書の取り交わしを行っていない。

<注意点>

事業所ごとに、運営規程等で契約終了の要件を定めていることと思います。例えば、利用者の入院、入所で契約が終了すると規定している場合、当該利用者の退院、退所後に継続利用するのであれば、当然契約行為(重説の取り交わしを含む。)が必要になります。また、要介護状態区分が要介護から要支援になった場合も同様です。契約が終了した状態では介護保険制度を利用できませんのでご注意ください。

- (v) 居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付していない。
(f) 居宅サービス計画の変更に際し、アセスメントの実施及びサービス担当者会議の開催を不要と判断した理由の記載がない。
(h) 長期目標、短期目標の期限が切れていたが、居宅サービス計画の変更を行っていない。
(k) 福祉用具貸与の種目が増えたにもかかわらず、居宅サービス計画を変更していない。
(n) モニタリングについて、少なくとも1月に1回利用者の居宅を訪問し、利用者に面接しているか記録がないため確認できない。
(x) モニタリングの結果についての記録が確認できない。
(y) 利用者が医療サービスの利用を希望している場合に、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を聴取しているか確認できない。
(j) サービス担当者会議において、福祉用具貸与を位置付ける必要性に

ついて検証しているか確認できない。

- (ハ) サービス担当者会議において、継続して福祉用具貸与を受ける必要について認証しているか確認できない。
- (ヒ) 個人情報の使用について利用者又はその家族から、あらかじめ文書により同意を得ているか確認できない。
- (フ) 従業者又は従業者であった者が、正当な理由なくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じているか確認できない。

<注意点>

実地指導では、「記録」の確認を行います。「記録」が残されていない場合には、基準に則った事業運営がなされているとみなすことはできませんので、ご注意ください。

イ 加算に関すること

加算の算定に当たっては、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第20号）、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日付け老企第36号厚生省老人保健福祉局企画課長通知。以下「老企」という。）等厚生労働大臣が定める基準に定められている要件を満たすようご注意ください。

算定の誤りが見受けられた加算について、概要と指摘事項を掲載します。

(ア) 入院時情報連携加算（老企第3の12）

利用者が病院又は診療所に入院するに当たって、当該病院又は診療所の職員に対して、当該利用者の入院日や心身の状況（例：疾患・病歴、認知症の有無や徘徊等の行動の有無など）や生活環境（例：家族構成、生活歴、介護者の介護方法や家族介護者の状況など）、サービスの利用状況等の当該利用者に係る必要な情報を提供した場合は、厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算します。

※ 入院してから3日以内に医療機関の職員に対して必要な情報を提供した場合には入院時情報連携加算（I）を算定する。

※ 入院してから4日以上7日以内に医療機関の職員に対して必要な情報を提供した場合には入院時情報連携加算（Ⅱ）を算定する。

指摘事項

- ① 入院時情報提供書をFAXで送信した記録はあるが、先方が受け取ったことを確認した記録がなかった。
- ② 算定区分の誤りがあった。

<注意点>

情報提供を行った日時、場所（医療機関へ出向いた場合）、内容、提供手段（面談、FAX等）及び先方が受け取ったことを確認した旨等について居宅サービス計画等に記録してください。

(イ) 退院・退所加算（老企第3の13）

退院・退所加算は、病院等に入院していた者又は介護保険施設等に入所していた者が退院又は退所（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護又は介護福祉施設サービスの在宅・入所相互利用加算を算定する場合を除く。）し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該利用者の退院又は退所に当たって、当該病院等又は介護保険施設等の職員と面談を行い、当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合には、厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、入院又は入所期間中につき1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、初回加算を算定する場合は、算定しない。

<注意点>

情報収集の方法が病院又は診療所のカンファレンスの場合には、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第1医科診療報酬点数表の退院時共同指導料2の注3の要件を満たすこと、とされていますのでご確認ください。

(参考)退院時共同指導料2の注3

入院中の保険医療機関の保険医又は看護師等

- ①在宅療養担当医療機関の保険医若しくは看護師等
- ②保険医である歯科医師若しくはその指示を受けた歯科衛生士
- ③保険薬局の保険薬剤師
- ④訪問看護ステーションの看護師等(准看護師を除く。)、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士
- ⑤介護支援専門員又は相談支援専門員

のうちいずれか3者以上と共同して指導を行った場合に、多機関共同指導加算として、所定点数を加算する。

したがって、カンファレンスの要件を満たすためには、病院の医師若しくは看護師等と

⑤介護支援専門員に加えて、①から④のうち2者以上の合計4者以上が必要です。

指摘事項

- ① カンファレンスの在宅側出席者が足りず、カンファレンスの要件を満たしているとは認められなかった。
- ② 病院等の職員と面談せず、電話で話をしたのみであった。
- ③ カンファレンスの記録が不十分であった。
- ④ 病院等が家族に提供した文書の写しの添付が確認できなかった。
- ⑤ 必要な情報の提供を受けた後、居宅サービス計画を作成していなかった。

<注意点>

カンファレンスに参加した場合は、その日時、開催場所、出席者、内容の要点等について居宅サービス計画等に記録し、病院等から利用者又は家族に提供された文書の写しを添付してください。

3 事業所の指定等に関する事項について

平成30年4月1日より指定・変更・体制等の届出先は、東京都から三鷹市に変更になっています。お間違えの無いようお願いいたします。

(1) 変更届出書

変更後10日以内に三鷹市に届出をしてください。

変更届出書を提出する必要がある項目は、

ア 事業所の名称及び所在地

(電話番号・FAX番号の変更を含む。)

イ 申請者(法人)の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名(電話番号・FAX番号の変更を含む。)

ウ 申請者(法人)の登記事項証明書又は条例等

(代表者以外の役員の変更を除く。)

エ 事業所の平面図

(事業所の建物の構造・専用区画等)

オ 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴

カ 運営規程

(営業日・営業時間、従業者数、サービスの内容・提供方法、利用料、通常の事業の実施地域、定員等の変更を含む。)

キ 介護支援専門員の氏名及びその登録番号

様式や添付書類等については、三鷹市ホームページをご確認ください。

※ 管理者の氏名や住所に変更があった際に、変更届出書が提出されていない事例がありました。上記のとおり、管理者の氏名や住所に変更があった場合には変更届出書の提出が必要ですので、遅滞なく届出をお願いします。

※ 営業所の営業日・営業時間等に変更があった際に、重要事項説明書のみ変更し、運営規程の変更がされていない事例がありました。事業所の営業日・営業時間を変更する場合には、事業所の運営規程の変更を行い、その運営規程に基づき重要事項説明書の変更を行い、利用者等に周知を行う流れになります。運営規程の変更になりますので、変更届出書の提出が必要です。

(2) 管理者

居宅介護支援事業所の管理者で、令和3年3月31日現在で主任介護支援専門員の資格をお持ちでない方は、令和9年3月31日までに主任介護支援専門員の資格を取得することが必要となります。

令和3年4月1日以降、新たに管理者になられる方は、主任介護支援専門員の資格が必要になります。ただし、管理者の死亡、長期療養、急な退職や転居等主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合には、三鷹市に、主任介護支援専門員を管理者とすること

が困難である理由と今後の管理者確保のための計画書を提出し、1年間の猶予が認められる場合もあります。

詳細は、「介護保険最新情報 vol. 843」をご確認ください。

(3) 主任介護支援専門員

新たに主任介護支援専門員になられた方については、資格確認のため、変更届出書等の提出の際に併せて主任介護支援専門員の資格証（研修修了証）の写しをご提出ください。

主任介護支援専門員及び介護支援専門員の資格証の更新により有効期間が変更になった場合も、変更届出書等の提出の際に併せて資格証（主任介護支援専門員は研修修了証、介護支援専門員は介護支援専門員証）の写しをご提出ください。

(4) 特定事業所集中減算

居宅介護支援事業所は、毎年度2回、判定期間ごとに居宅サービス計画に位置付けたサービスについて、紹介率が最高である法人（以下「紹介率最高法人」という。）の名称等について記載した「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」を作成する必要があります。算定の結果、いずれかのサービスについて紹介率最高法人の割合が80%を超えた場合には、「正当な理由」の有無に関わらず、当該届出書を三鷹市に提出する必要があります。なお、80%を超えなかった場合についても、各事業所において当該届出書を2年間保存しなければなりません。提出いただいた届出書に、「正当な理由」が記載されていない場合や記載された理由を三鷹市が審査し「正当な理由」に該当しないと判断した場合は、減算適用期間の居宅介護支援費の全てについて、所定単位数から200単位を減算して請求することとなります。

【前期】

判定期間：3月～8月 提出期日：9月15日 減算適用期間：10月～3月

【後期】

判定期間：9月～2月 提出期日：3月15日 減算適用期間：4月～9月
詳細や様式については、三鷹市ホームページをご確認ください。

※ 届出書を作っていない事例がありました。紹介率最高法人の割合が80%を超え、かつ「正当な理由」に該当しない場合は、減算になりますので、ご注意ください。

(5) 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（加算届）

加算算定開始月の前月15日までに三鷹市に届出をしてください。

様式や添付書類等については、三鷹市ホームページをご確認ください。

特定事業所加算及びターミナルケアマネジメント加算については、介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（加算届）の他に添付書類の提出がありますのでよくご確認ください。

(6) 指定更新に関する届出書

指定開始年月日の前々月の末日までに三鷹市に届出をしてください。様式や添付書類等については、三鷹市ホームページをご確認ください。

(7) 廃止・休止に関する届出書

廃止・休止の1か月前までに三鷹市に届出をしてください。様式については、三鷹市ホームページをご確認ください。利用者がいる場合には、利用者の移行先が分かるリストも併せてご提出ください。

4 業務管理体制

介護サービス事業者は、介護保険法第115条の32の規定に基づき、法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられており、指定若しくは許可を受けている事業所又は施設（以下「事業所等」という。）の数に応じて、各行政機関に届出をする必要があります。

【事業所等に応じた届出先】

区分	届出先
ア 事業所等が3以上の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者	厚生労働省老健局
イ 事業所等が2以上の都道府県に所在し、かつ、2以下の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者	事業者の主たる事務所が所在する都道府県
ウ 地域密着型サービス（予防を含む。）のみを行う事業者で、事業所等が同一市区町村内に所在する事業者	市区町村
エ 上記以外の事業者	都道府県

- ※ 事業所等の数には、介護予防及び介護予防支援事業所を含みます。
- ※ みなし事業所、総合事業における介護予防・生活支援サービス事業の事業所は含みません。
- ※ 上記ア、イに該当しない居宅介護支援事業所を運営している事業者の届出先は、東京都になります。
- ※ 詳細については、三鷹市ホームページ及び届出先機関のホームページ等をご確認ください。

5 第三者評価

介護サービス事業者は、介護保険法第115条の35第1項により介護サービス情報の報告及び公表をすることとされています。

三鷹市では、東京都の補助金を活用し三鷹市福祉サービス第三者評価受審費用の助成金を設けています。助成金を受け第三者評価を受審する場合は、申請を行う必要があります（5～7月頃に三鷹市ホームページに掲載）。

令和2年度の居宅介護支援事業所の助成は、受審費用の1/2（上限30万

円)でした。

受審後、評価内容は、「とうきょう福祉ナビゲーション」のホームページに掲載されます。

6 訪問介護（生活援助中心型）の回数が多い居宅サービス計画の届出について

三鷹市ホームページをご確認ください。

トップページ > 福祉・健康 > 高齢福祉 > 介護保険 > 介護保険サービス事業者向けの情報 > 訪問介護（生活援助中心型）の回数が多い居宅サービス計画の届出

届出先：三鷹市高齢者支援課高齢者相談係

7 軽度者福祉用具貸与の例外給付確認申請について

三鷹市ホームページをご確認ください。

トップページ > 福祉・健康 > 高齢福祉 > 介護保険 > 介護保険サービス事業者向けの情報 > 軽度者福祉用具貸与の例外給付確認申請について

届出先：三鷹市介護保険課介護給付係

8 事故報告について

新型コロナウイルス感染症については、利用者、従業者等に新型コロナウイルス感染症の陽性者及び濃厚接触者が発生した場合には、まず保健所の指示を仰ぎ事業所としてご対応いただくとともに、三鷹市にも電話でご連絡をお願いします。

9 虐待通報について

モニタリングなどで利用者宅を訪問した際に、身体のおざやいつもと違う様子を確認した場合には、家庭内における暴力行為等を疑っていただき、地域包括支援センター又は三鷹市高齢者支援課高齢者相談係へのご一報をお願いします。

10 三鷹市ホームページについて

居宅介護支援事業所の各種手続きと三鷹市内の居宅介護支援事業所一覧について、三鷹市ホームページに掲載しています。

(1) 各種手続きについて

トップページ > 福祉・健康 > 高齢福祉 > 介護保険 > 介護保険サービス事業者向けの情報 > 居宅介護支援事業所の各種手続きについて

(2) 居宅介護支援事業所一覧

トップページ > 福祉・健康 > 高齢福祉 > 介護保険 > 介護給付に関するご案内 介護サービスご利用の流れ
ページ下部の添付ファイル「三鷹市指定居宅介護支援事業所一覧」